

PwC Tax Insight (No.01/2016)

歳入法典の下での税務コンプライアンス強化のための措置

Issue 05 January 2016



特定の企業や法人は税務監査が見送られます。

特定の企業や法人パートナーシップに対する税務監査の見送り

特定の企業や法人パートナーシップに対し、税法遵守や実態を正しく反映した財務諸表の作成を奨励することを目的とした法令が、2016年1月1日の官報に掲載・発行され、同日に発効されました。法人税を納める特定の会社法人やパートナーシップについては下記の税について、税務監査や賦課決定の実施が見送られます(歳入法典上の罰金を含む)。:

- 2016年1月1日以前に開始する会計年度の法人所得税
- 2016年1月1日以前に発生した付加価値税(VAT)および特定事業税(SBT)
- 2016年1月1日以前に貼付された印紙税

対象となる会社法人およびパートナーシップの条件:

- (1) 2015年12月31日以前に終了した会計年度(12カ月)において所得が5億バーツを超えない会社法人およびパートナーシップ。
- (2) 2016年1月15日から2016年3月15日の期間に歳入局のウェブサイトで登録をしていること。

- (3) 2016年1月以降に何らかの税務申告(該当する場合のみ)が発生する場合には、税務申告および納税すること。
 (4) 2016年1月1日以降に開始する会計年度において、実態を正しく反映した会計記録および財務諸表を作成すること。
 (5) 2016年1月1日以降、租税回避と疑われるような行為を行っていないこと。

この法令で求められている歳入局への登録が終了し、既に税務監査を免除されている会社法人およびパートナーシップにおいても、以下のケースについては罰金を含め、税務監査や賦課決定を受けます。

1. 2016年1月1日以前に税務調査の召喚状が発行されていた。
2. 2016年1月1日以前にVATの税務調査を受けた。
3. 脱税目的で歳入局に架空の経費申告をするなど、過去に偽造請求書を作成または使用したことがある。
4. 税務裁判に関して係争中である。
5. 所得に関する法人税、VAT、SBTおよび印紙税の還付請求を2016年1月1日以前に実施している。

つまり、調査官は召喚状の発行および(または)還付請求に基づく税務調査は実施することができるということです。

会社法人およびパートナーシップが条件を満たさない場合、歳入局長官により当該税務監査の免除を受ける権利は取り消されます。結果としてそのような法人に対して調査官は、歳入法典が認める全期間において税務監査や賦課決定を実施する権限を有します。

更に、財務省とタイ中央銀行は商業銀行に対し、(会社法人およびパートナーシップにより)歳入局に提出された会計記録および財務諸表を、金融取引の裏付け証拠として使用させる手続きを進めています。

中小企業(SMEs)に対する免税および減税

前述の法令に基づく規定の登録を済ませた中小企業には、追加で法人所得税の免除または軽減税率が適用されます。

以下の通り、2016年1月1日以前に設立された中小企業の法人所得税を免除または軽減を定めた勅令第595号が発行されています:

- 2016年1月1日から2016年12月31日の間に開始する会計年度の法人所得税の免除。
- 2017年1月1日から2017年12月31日の間に開始する会計期間には以下の税率が適用:

純利益(バーツ)	税率(%)
0 – 300,000	0
300,000超	10%

- 2018年1月1日以降に開始する会計年度には以下の税率が適用:

純利益(バーツ)	税率(%)
0 – 300,000	0
300,001 – 3,000,000	15%
3,000,000超	20%

上記の免税および減税が適用される中小企業の条件:

- (1) 会計年度末において払込資本金が5百万バーツ以下であること。
- (2) いずれの会計年度においても「商品の販売およびサービスの提供」による収入が30百万バーツ以下であること。
- (3) 2016年1月1日発行の官報に掲載された前述の法令に定められた登録をしていること。
- (4) 前述の法令によって税務調査の免除が取り消されていないこと。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers

(Tel) 0 2344 1000 / (Fax) 0 2286 2666

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志(0 2344 1157/Mobile:08 18220338) atsushi.uozumi@th.pwc.com

土谷 豊弘(0 2344 1217/Mobile:08 13765785) toyohiro.tsuchiya@th.pwc.com

桑木 愛子(0 2344 1186/Mobile:08 18633101) aiko.kuwaki@th.pwc.com

武部 純 (0 2344 1209/Mobile:08 48747425) jun.takebe@th.pwc.com

浅野 光敏(0 2344 1265/Mobile:08 45554601) mitsutoshi.asano@th.pwc.com

江橋 美恵(0 2344 1147/Mobile:08 17552870) mie.ebashi@th.pwc.com

松下駿太郎(0 2344 1466/Mobile:09 82821372) matsushita.shuntaro@th.pwc.com

* このレポートは、タイ国における法令等の改正動向等を弊事務所のお客様向けにお知らせするため発行されたものであり、一般情報の提供を主たる目的としていますので、貴社の個別ケースに対する専門的アドバイスとして、ご利用頂けない場合がございますのであらかじめご了承下さい。また、このレポートの全部又は一部を、弊事務所の許可なく転用することはご遠慮頂くようお願い申し上げます。ご不明の点につきましては、弊事務所(電話番号 : (662) 788-0000)までお問い合わせ下さい。